

国民年金のお知らせ

令和8年度国民年金保険料免除申請の受付が始まります！

7月1日から令和8年度国民年金保険料免除申請の受付が可能となります

国民年金保険料を納付することが難しいとき、前年所得に応じて保険料の全額または一部の金額を免除することができます。

免除を受けるための条件は？

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定金額以下の場合、または失業により保険料を納めることが困難な方が対象です。

マイナポータルからも申請できます。ぜひご利用ください！

申請方法は？

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に記入し、役場町民課または年金事務所へ提出してください。申請書は役場町民課、吉岡支所にありますので、申請の場合は窓口にお越しください。

なお、前年に全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、引き続き全額免除または納付猶予を希望した場合には申請が不要になります。

ただし失業を理由とした特例による全額免除・納付猶予承認を除きます。

仕事を離職した方向けの特例もあります！

所得がある方についても、特例で免除することができます。

仕事を離職し所得が低下したことにより、保険料を納めることが難しい方は離職票や雇用保険の受給者証の写しなど離職したことがわかるものを添えて申請してください。

金額について

今年度の国民年金保険料は17,920円です。

免除された場合の本人負担額の料金は次のとおりです。

免除区分	全額	4分の3	半額	4分の1
本人負担額	0円	4,480円	8,960円	13,440円

学生納付特例について

前年所得が基準以下の学生を対象に国民年金保険料の納付が猶予できます。

「国民年金保険料学生納付特例申請書」に記入し、役場町民課または年金事務所へ提出してください。

また、申請時には学生証の写しまたは在学証明書（原本）が必要となります。

マイナポータルからも申請できます。ぜひご利用ください！

マイナポータルで申請できる手続きの種類について

- ・国民年金被保険者の資格所得（種別変更）の届出
- ・国民年金付加保険料の申出（辞退）
- ・国民年金付加保険料の該当（非該当）の届出
- ・国民年金保険料の産前産後の免除該当の届出
- ・国民年金保険料免除納付猶予申請
- ・国民年金保険料学生納付特例申請
- ・座振替納付（変更）申出兼還付金振込方法（変更）申出
- ・座振替辞退申出

詳しい制度に関しては
日本年金機構ホームページを
ご覧ください

お問い合わせ先：町民課 戸籍年金係 ☎47-4681
函館年金事務所 ☎0138-31-9086（国民年金課）